

## 中央資格認定委員会からのお知らせ

専門医にゆーす No. 4 (第 112 巻 8 月号掲載) の専門医研修支援施設に関する Q&A の Q3 について、一部訂正をいたします。

Q3. 研修中の研修にも適応される制度ですか？

A3. 平成 21 年 3 月に医学部卒業 (国試合格) する方たちから適用されます。従って現在の制度のままならば、平成 23 年度からの専門医研修に適用されます。

ただし、平成 26 年以降に専門医試験を受験される方たちは、卒業年度にかかわらず、研修支援施設での研修が必要です。

訂正

Q3. 現在専門医研修中の医師にも適用される制度ですか？

A3. 平成 21 年 3 月に医学部を卒業 (医師国家試験に合格) する方たちから適用されます。従って、現在の制度のままならば、平成 23 年度からの専門医研修に適用されます。

## 専門医資格更新に必要な研修単位について

このたび、更新のための基本単位を 30 単位から 50 単位に引き上げることとなりましたのでお知らせいたします。専門医制度に関する規則細則 15 条 2 項で定められております単位数の基準が下記のように変更となりました。

### 専門医制度に関する規則細則の抜粋

第 15 条 規則第 19 条第 2 項に規定する施行細則で定める基準は、中央資格認定委員会の定める研修の単位の加算により、認定期間 5 年の間に 100 単位以上を取得することとする。

2 前項に規定する単位数には、そのうち中央資格認定委員会の示す基本単位を取得できる研修集会への参加および自己学習評価プログラムによる基本単位数の合計が 50 単位以上を含まれなければならない。

附則 (平成 22 年 1 月 31 日)

この施行細則は平成 22 年 1 月 31 日から施行する。

施行細則第 15 条 2 項に規定する基本単位数は平成 27 年から適用される。平成 26 年までは基本単位数 30 単位が適用される。

### 専門医制度に関する Q&A

Q1. 変更する意義はどこにありますか？

専門医の資格更新は、その質的レベルを保証するために 5 年ごとの更新制となっています。基本単位は、日本小児科学会主催全国学術集会、全国セミナー、ブロック別学会、日本小児科学会地方会、日本小児科医会主催小児科医会総会フォーラム、および日本小児保健協会主催日本小児保健学会への参加により取得できます。また、WEB を使った JPS 専門医オンライン・セミナーや生涯教育

シリーズオンライン・セミナーを視聴することにより取得できます。基本単位を設けているのは、小児科専門医にとって重要で最新の情報を、一定量以上確実に取得することを義務づけるためです。この基本単位が5年間30単位では、小児科専門医として社会的に認めていただくには、不十分ではないかという観点から、50単位に引き上げられることとなりました。基本単位30単位は比較的たやすく集められる単位数であり、高い臨床能力を持った小児科専門医の資格更新条件としては緩すぎるとの意見に対して、取られた措置といえます。

専門医の質を学会が担保するわけですが、出席したのかしなかったのか分からない学会・研究会の参加証を記録簿に貼り付けるだけでは、専門医の質を社会的に認めていただくことができません。単位を取得するための学会、研究会などでは、出席・聴講の管理をしっかりと行う方向に変えていかなくてはならないというのが専門医制度全体の流れです。

専門医を取得した後も、最新の情報を習得し、専門医としての知識と質の高い臨床能力の保持に努めていただきたいと思います。

Q2. 遠方などの地域的に基本単位となる学会に参加が困難な場合にはどう対応すればよいですか？

日本小児科学会では、WEBを使ったJPS専門医オンライン・セミナーや生涯教育シリーズオンライン・セミナーを開設し、充実させる努力をしています。インターネットの日本小児科学会ホームページの会員専用ページに入り、JPS専門医オンライン・セミナーを視聴した後、「Q&A」に解答していただき、70%以上正解されると参加証が発行され、基本単位が取得できるようになっています。様々な理由で学会参加が難しい先生方には、大いにこのシステムを利用していただきたいと思います。

Q3. いつから適用になりますか？

平成27年度の専門医資格更新受付分からは必須となりますので、次回の更新が平成27年3月の方は、基本単位50単位以上の取得が必要です。